

## 2012年 BSAC メンバー誓約書

### ■メンバーステイタス・アクティブステイタス

1. BSAC JAPANメンバーステイタスを維持するために、メンバー登録更新書類の提出、年次登録料の納付をしなければならないことを理解しています。
2. BSAC JAPANアクティブステイタスを維持するために、BSACダイビング賠償責任保険または同等以上の補償を有する有効な賠償責任保険に加入しなければならないことを理解しています。
3. BSAC JAPANアドバンスダイバーおよびBSAC JAPANインストラクターが活動する場合、BSACダイビング賠償責任保険または同等以上の補償を有する有効な保険に加入しアクティブステイタスを持つことが必要であることを理解しています。
4. メンバーステイタスおよびアクティブステイタスは、下記の場合活動停止、資格剥奪される場合があることを了承しています。
  - a. BSAC JAPAN倫理基準に逸脱した行為があった場合。
  - b. 潜水事故を引き起こした場合。(トレーニング中、ファンダイビング中を問わず。)
  - c. 犯罪行為を犯した場合。
  - d. 年次登録料の未払い等、金銭上の義務を果さない場合。
  - e. メンバーの登録更新手続きをおこなわなかった場合。
  - f. 認定や受講生の扱いにおいて不当で差別的な扱いをおこなった場合。
  - g. BSAC JAPANトレーニング規準を逸脱する行為があった場合。
  - h. その他BSAC JAPANが確かな根拠をもってBSAC JAPANメンバーとしてふさわしくないと判断した場合。

### ■書式、記録、報告

1. BSAC JAPANの全てのコースを開催する際、コースオリエンテーションをおこない各種受講申込書、確認書、受講了解事項、スクーバダイバーのためのメディカルチェックを記入させることが必要であることを理解しています。
2. 万が一事故が起こった場合は、BSAC JAPANへ速やかに第一報を入れ、事故発生後7日以内にBSAC JAPANへ所定の用紙にて報告をおこない、その後の対処について双方の協議に基づき善処致します。

私とBSAC JAPANの関係は、契約に準ずるものであることを理解し直接、間接を問わずBSAC JAPANの信用、名誉を傷つけたり経済的損害を与えたり、いかなる形でもBSAC JAPANあるいはBSAC JAPANメンバー諸氏の利益に反したと判断される場合には私が全責任を取ることを誓います。